

応募したくなる求人をも!

ちょっとした工夫で魅力UP

「求人は出したけれどなかなか人が集まらない」こんな経験はありませんか?

「うちはそのなにより好条件にはできない」とあきらめていませんか?

求職者は求人票のどこを見て応募を決めているのでしょうか。「賃金」や「労働時間」「休日」などの待遇面だけを見ているわけではありません。「仕事の内容」「企業理念」「教育訓練・人材育成」といった企業としての魅力を総合的に判断しています。

求職者は複数の求人を見比べています。「この仕事を希望する人ならわかるだろう」「経験者には詳しい説明は不要」という考えが間違っているわけではありません。しかし、他の求人と比べた場合、詳しく書かれているほうが企業の総合的なイメージがわかりやすく、詳しい説明がない求人は結果として選ばれにくくなります。

ハローワークの窓口では、わかりやすい記載方法のアドバイスを行っています。ぜひご相談ください。ちょっとした工夫で求人票の魅力は大きくUPします。

求人票をチェックしてみましょう!

●会社(事業所)の情報は十分ですか?

- | | | | |
|----------------------------------|-----|---|----|
| ①「事業内容」は最近の会社の状況を反映していますか。 | YES | • | NO |
| ②「会社の長所」をわかりやすくアピールした内容になっていますか。 | YES | • | NO |
| ③「地図」は目印や必要な表示があってわかりやすいですか。 | YES | • | NO |
| ④各種保険制度や退職金などの情報も漏れなく記載されていますか。 | YES | • | NO |
| ⑤会社のホームページがある場合、URLは記載されていますか。 | YES | • | NO |

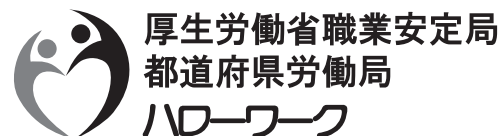
●仕事の内容をチェックしてみましょう。

- | | | | |
|-----------------------------------|-----|---|----|
| ⑥具体的な仕事内容がイメージできるような表現となっていますか。 | YES | • | NO |
| ⑦必要な資格、技能、経験などがわかりやすく記載されていますか。 | YES | • | NO |
| ⑧未経験者応募可の場合、専門用語を使用しない表現となっていますか。 | YES | • | NO |
| ⑨試用期間がある場合、その間の労働条件は明示されていますか。 | YES | • | NO |
| ⑩入社後の将来像がイメージできる表現となっていますか。 | YES | • | NO |

●初めて見る方の目線でチェックしてみましょう。

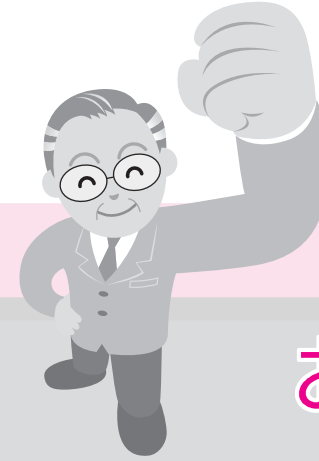
- | | | | |
|-----------------------------------|-----|---|----|
| ⑪誤字、脱字がなく、文章のつながりにも違和感のない表現ですか。 | YES | • | NO |
| ⑫コンパクトにまとめ、誰にでも見やすい内容となっていますか。 | YES | • | NO |
| ⑬信頼できる会社であるというイメージや親しみやすさが伝わりますか。 | YES | • | NO |
| ⑭他の従業員や第三者に見てもらい、印象をチェックしてみましょう。 | YES | • | NO |

お問い合わせ先:



平成23年1月発行 無断転載を禁ず

求人申込書 の書き方



おもな変更点

◎事業所登録シート、求人申込書が両面になりました。

⇒ 記入項目を見直し、記入枠を大きくしました。

◎インターネットで仮登録ができるようになります。

(平成23年度サービス開始予定)

⇒ 手書きの手間がなくなります。データの保存もできます。

※ハローワークでID、パスワードの発行を受けてからご利用ください。

※ハローワーク窓口で入力内容の確認を受けた後に本登録となります。

目次

○求人申し込みの基本	1
○求人申し込み～採用までの手続きの流れ	1
○ハローワークのサービス	2
○求人の有効期限	2
○事業所登録シート 記入例	3～4
○事業所地図登録シート 記入例	5～6
○求人申込書(フルタイム) 記入例	7～8
○求人申込書(パートタイム) 記入例	9～10
○求人票の見本(フルタイム・パートタイム)	11～12
○ハローワークからのお願い	13～14

求人申し込みの基本

- 求人は、事業所所在地を管轄するハローワークにお申し込みください。
- 求人を申し込むことができるのは、原則として雇用保険適用事業所単位となります。
- 求人は、職種別、就業場所別、雇用形態別にお申し込みください。
- 法令に違反する内容が含まれているもの、雇用関係でないもの、必要な条件が明示されていないものは受理できません。

求人申し込み～採用までの手続きの流れ



ハローワークのサービス

- **豊富なデータに基づく情報を提供します**
バランスシート（職種別の求人数・求職者数を並べたデータ）、職種別賃金情報のほか、ハローワークの豊富な経験に基づき、適格者を採用するための情報提供を行っています。
- **全国で求人を公開します**
申し込まれた求人票は、ハローワーク内に設置されている求人検索端末で公開されます。就業場所が離れている場合でも、全国ネットワークにより就業場所の近くのハローワークで公開することができます。
- **インターネットでも求人情報を公開します** (<https://www.hellowork.go.jp/>)
ハローワーク内の求人検索端末のほか、インターネットで求人情報を公開することができます。求人検索サイトとしてはわが国トップクラスのアクセス数（一日平均約50万件）を誇ります。
- **就職面接会・会社説明会を開催しています**
ハローワークの会議室を使用して行う小規模なものや地方自治体などとの共催により外部会場を貸し切って大規模に開催するものなど、さまざまな形で就職面接会や会社説明会を開催しています。
- **各ハローワークが作成する求人情報誌もあります**
フルタイム/パート別、職種別など各ハローワークで求職者向けに作成、配布しています。
- **応募がない、少ない場合は条件の見直しができます**
求人条件はいつでも見直しができます。応募がない、少ない場合は早めにご相談ください。
- **スタッフが事業所を訪問して相談に乗ります**
ハローワークには事業所訪問担当スタッフを配置しています。求人をお考えの際は、お気軽にお電話ください。
- **事業所のプロフィールを求職者に提供します**
事業所、取扱商品の画像情報、会社パンフレットなど、求人票だけでは伝わらない事業所情報を登録できます。登録された情報は職業相談窓口などで求職者に提供するほか、ハローワークによっては掲示スペースに掲示しているところもあります。
- **各種助成金制度を紹介します**
若年者、中高年齢者、障害者などの雇用に関する各種助成金制度を利用することができます。詳しくは窓口にご相談ください。

求人の有効期限

- 申し込まれた求人の有効期限は、原則として翌々月末となります。
例： 4月 1日に求人受理 → 6月30日まで有効
5月 15日に求人受理 → 7月31日まで有効
6月 30日に求人受理 → 8月31日まで有効
- 「採用が決まった」「応募者が十分に集まった」などで、有効期間内に求人を取り消す場合は速やかにご連絡ください。連絡が遅れますと、仕事を探している方に迷惑をかけることとなります。
- 有効期限を経過した場合は、求人票の記載内容を見直して更新しましょう。
- 担当者が出張などで不在となる場合は、一時的に紹介を止めることができますので、ご連絡ください。

事業所登録シート 記入例

事業所登録シートの内容は、基本的にすべての求人票に共通して反映されますので、正確に記入してください。
登録後に事業所確認票をお渡ししますので、記載内容に間違いがないか確認をお願いします。

「表面」

事業所名、代表者名、住所、社会保険、育児休業制度等の利用状況など、基本的な情報を記入する面です。

事業所登録シート（表面）

事業所番号: 21111 1301-911127-0

事業所名: カブシキカ「イシャ」ハローワークショウジ

代表取締役: 春和 久

住所: 〇〇県〇〇市△△区△△町一丁目 23-4 ハロービル3階

社会保険: 〇〇線〇〇駅

育児休業取得実績: あり

介護休業取得実績: あり

労働組合: あり

就業規則: フルタイムあり

「裏面」

創業、資本金、電話番号等の連絡先、事業内容、会社の特長を記入する面です。

事業所登録シート（裏面）

事業所番号: 21112 1301-911127-0

創業: 昭和58年

資本金: 3000万円

電話番号: 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

ホームページ: http://www.hello-ws.xxx

メールアドレス: saiyo@hello-ws.xxx

事業内容: 和食中心のお惣菜を販売するデリカショップ「△△」を関東地区の百貨店、ショッピングセンターに出店しています。また、〇〇県△△市に食品加工工場があります。

会社の特長: 当社の商品は幅広い年齢層の方に支持され、今年も3店舗を新規出店しました。入社時には当社独自の教育研修プログラムを全員が受講、安全安心の食品衛生と接客で高い評価をいただいております。

就業規則: フルタイムあり

「Eメール」

各種ご案内をハローワークから送付させていただきますことがあります。なお、PDFファイルを添付する場合がありますため、携帯メールアドレスは指定できません。ご注意ください。

「事業内容」

事業の種類のほか、取扱商品、ブランド、顧客層、店舗数、最近の業績など、事業展開の状況などもわかりやすく記入してください。

「事業所確認票」

登録手続き後にお渡しします。登録内容に誤りがないか、よくご確認ください。また、いつでも変更可能です。お気軽にご相談ください。

「会社の特長」

会社の経営方針、社風、スポーツや文化支援、ボランティアなどの地域貢献活動、独自の福利厚生制度など、会社のアピールポイントをわかりやすく記入してください。

事業所確認票 平成23年2月17日

事業所番号: 1301-911127-0

登録日: 平成22年12月27日

産業: 522 食料・飲料卸売業

代表者名: 代表取締役 春和 久

所在地: 〒999-9999 〇〇県〇〇市△△区△△町一丁目 23-4 ハロービル3階

事業内容: 和食中心のお惣菜を販売するデリカショップ「△△」を関東地区の百貨店、ショッピングセンターに出店しています。また、〇〇県△△市に食品加工工場があります。

会社の特長: 当社の商品は幅広い年齢層の方に支持され、今年も3店舗を新規出店しました。入社時には当社独自の教育研修プログラムを全員が受講、安全安心の食品衛生と接客で高い評価をいただいております。

就業規則: フルタイムあり

労働組合: あり

育児休業取得実績: あり

介護休業取得実績: あり

労働組合: あり

就業規則: フルタイムあり

〇〇公共職業安定所 〒123-4567 〇〇市△△区〇〇町1-1-1

(13010) TEL 03-8888-8609 FAX 03-8888-4234

求人申し込みされる際は、この事業所確認票をお持ちください。なお、この内容に基づき求人票が作成されますので、変更がありましたらご連絡ください。

求人申込書 (パート

タイム) 記入例

「パート」を○で囲んでください。

「パート」: 正社員より就業時間が短い従業員はパートになります。
「フルタイム」: 正社員の他、正社員と同じ就業時間の従業員は雇用形態や社内での呼称にかかわらずフルタイムになります。

(注意)
月給制 = フルタイム、時給制 = パートではありません。

「公開希望」

ハローワークインターネットサービスでの求から選んで記入してください。なお、ハローワーク情報の転載を認めているため、公開するとします。あらかじめご了承ください。

- 1 求人事業所の名称等を含む求人情報を提供
- 2 ハローワークに求職申込済の者に限定
- 3 求人事業所の名称等を含まない求人情報を提供
- 4 求人情報を提供しない

人情報や事業所名の公開についての希望を下記1~4ワークインターネットサービスは他サイトでの求人業所に対して各種の問い合わせが増える場合があります

提供
して求人事業所の名称等を含む求人情報を提供
報を提供

「賃金形態」

- 1 月給 ~月額が決められ、欠勤しても賃金を控除しない
- 2 日給月給 ~月額が決められ、欠勤した場合は日割計算で賃金を控除
- 3 日給 ~日額を決めて、勤務日数に応じて支給
- 4 時給 ~時間額を決めて、勤務時間数に応じて支給
- 5 年俸制 ~年額を決めて、各月に配分して支給
- 6 その他 ~週給等

「仕事の内容」

求職者が最も重要視する項目の一つです。詳しい記入をお願いします。文字数が多いほど応募者が多いという調査結果もあります。ハローワークでは、求職者にわかりやすい書き方のアドバイスをしています。ご相談ください。

「雇用形態」

該当する番号を記入してください。

- 5 パート労働者
- 6 登録型派遣パート
- 7 常用型派遣パート (1~4はフルタイム)

「年齢」

雇用対策法により、求人募集における年齢制限は原則禁止されています。詳しくは、窓口にご相談ください。

「年次有給休暇」

パートタイムの場合も年次有給休暇を付与しなければなりません。最低限付与しなければならない日数は週所定労働日数によって異なります。詳しくは窓口でご確認ください。

「週所定労働日数」
パートタイム求人の場合に記入してください。

パートの場合は
時間額で記入

賃金を日額や月額で決めている場合でも、時間額に換算して記入してください。

「賃金 (a + b)」

賃金は最も重要視される項目の一つです。誤解が生じないように正しく記載してください。特に、「a + b」の欄に記載した額を下回ることが絶対にないよう、十分に注意して記入してください。

「応募書類の返戻」

応募書類は重要な個人情報です。原則として応募者に返却してください。返却できない場合については、その理由および処分方法等の取り扱いを確認させていただく場合があります。

「選考結果通知」

最終的に採用 (不採用) 決定の通知をするまでの日数を明示してください。応募者に対しては、ここに記載した日数以内に必ず連絡するようお願いします。事情により選考が遅れた場合もこの日数以内に応募者に対して事情を説明し、あわせてハローワークにも連絡してください。また、書類選考を行う場合は、書類選考の結果を通知するまでの日数を「その他」の欄に記載してください。

「求人条件にかかる特記事項」「備考」

各欄に書ききれなかった内容や応募上の注意事項、採用にあたって参考となる情報等を記入してください。
※ハローワークインターネットサービスでは、事業所名の公開を希望しない場合でも「求人条件にかかる特記事項」欄の記載内容は公開されます。このため、応募書類の送付先等は「備考」欄に記載するようにしてください。
※ハローワークが職業紹介を行う上で必要とする情報を追加する場合があります。あらかじめご了承ください。

ハローワークからのお願い

求人票に記載の労働条件は、そのまま採用後の労働条件となることが期待されています。求職者にわかりやすく誤解のないような記載、説明をお願いします。

職種・就業場所・雇用形態など

求職者の声

○面接の際、応募した求人とは別の職種で採用したい、と言われました。いきなり言われても困るのですが。
○面接に行ったら、休日や就業時間など、求人票に記載の労働条件と異なる説明を受けました。

ハローワークからのお願い

求人票には、採用予定の仕事の「職種」「仕事の内容」「就業時間」「休日」「就業場所」「雇用形態(正社員、契約社員等)」などの条件を明示していただいております。応募者を採用する場合にはこれらの**求人票に記載した条件を順守するよう**お願いします。

記載した条件と異なる職種について採用をご希望の場合は、別の求人として分けて申し込んでください。

賃金

求職者の声

○面接で、求人票に記載してある賃金よりも低い賃金を示されました。このような低い賃金を示してもよいのでしょうか。

ハローワークからのお願い

求人票の「賃金」欄の下限額は、応募基準を最低限満たす人を採用した場合に支払う予定の金額です。応募者は少なくとも下限額が支給されるものと期待して応募しています。

「賃金」欄に記載した金額は順守してください。

なお、賃金について、未経験者・無資格者の場合は「△円以上」、経験者・有資格者の場合は「○円以上」という場合がありますが、その場合の賃金の下限額は低い方の「△円」としたうえで、「c その他の手当等付記事項」欄や「求人条件特記事項」欄に経験・資格別の賃金額を詳しく記載してください。

また、試用期間を設ける場合には、求人申込書の「試用期間」の欄に試用期間中の賃金額などの条件をできるだけ詳しく記載するようお願いします。

必要な経験など

求職者の声

○求人票には経験不問とあったのに、面接では経験が必要と言われました。初めから求人票に書いてあれば、わざわざ面接まで行かなかったと思います。

ハローワークからのお願い

応募者は、求人票に記載された条件に合っているかどうかを判断したうえで応募しています。途中で条件を変更することは応募者の期待を裏切ることになります。

トラブルにならないためにも、**最初の条件設定が重要です。**

ハローワークでは、最近の雇用情勢等を踏まえて、見込まれる応募者数などを考慮した条件設定などのアドバイスをしていますので、窓口にご相談ください。

やむを得ず、条件を変更しなければならない場合は、速やかにハローワークにご連絡ください。応募者への説明などについては、ハローワークの指示に従ってご対応願います。

求人事業主と求職者の間で募集・採用にあたってのトラブルが増えています。
このページでは、特に求職者から相談の多いものをまとめました。
トラブル防止のためにも、募集・採用に当たってのルールへの順守をお願いします。

採否の連絡

求職者の声

○求人票記載の採否決定までの日数を過ぎて、面接を受けた事業所から採否の連絡が来ません。

ハローワークからのお願い

求職者は、採否の結果を不安な気持ちで待っています。また、採否の連絡があるまでは、他の事業所への応募を控える人もいます。**求人申込書の「選考結果通知」欄に記載した日数は順守してください。**また、何らかの理由で遅れる場合は、求職者に対し、求人申込書に記載した日数以内に「遅れる」旨を理由とともに連絡してください。

なお、**採否結果は必ず本人に直接通知するとともに、ハローワークにもご連絡をお願いします。**

不採用の理由

求職者の声

○事業主から、不採用の理由として性別や年齢を告げられました。これは法律違反ではないでしょうか。

ハローワークからのお願い

労働者の募集・採用については、性別や年齢にかかわらず均等な機会を与える必要があります(男女雇用機会均等法、雇用対策法)。このため、**求職者の能力・適性に基づく選考をお願いします。**

求職者に対し、経験や能力、適性が採用基準に達していないことを伝えるため、性別や年齢を不採用理由として告げていたケースがありますが、これは法律違反にあたりトラブルの原因となります。

応募書類の返却

求職者の声

○不採用になったら、履歴書や職務経歴書は重要な個人情報なので返却してほしいと思います。どのように扱われているか不安です。

ハローワークからのお願い

履歴書や職務経歴書は重要な個人情報が多く記載されています。**不採用者については選考終了後速やかに応募書類を返却するようお願いします。**また、やむを得ない理由により返却できない場合は、責任を持って廃棄するようお願いします。

なお、返却できない場合については、応募書類の取り扱いについて、返却できない理由や廃棄方法などを確認させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

求人申込書の「応募書類の返戻」欄にも記載をお願いします。

労働条件の明示

求職者の声

○採用の連絡を受けましたが、具体的な労働条件の説明がありません。

ハローワークからのお願い

使用者が労働者を採用するときは、**賃金、労働時間その他の労働条件を書面などで明示しなければなりません**(労働基準法第15条)。求人票に記載された内容との相違がないこと、および必要事項をきちんと明示するためにも労働条件通知書を交付してください。

労働条件通知書のモデル書式は、厚生労働省のホームページからダウンロードできるほか、ハローワークの窓口でもお渡ししています。

URL: <http://www2.mhlw.go.jp/info/download/youshiki.htm>